別表第二（第二十五条の七関係）

支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率	支給残月数	有期年金現価率
1月	0.083281	61月	4.984924	121月	9.706820	181月	14.255660
2月	0.166459	62月	5.065052	122月	9.784009	182月	14.329919
3月	0.249637	63月	5.145180	123月	9.861199	183月	14.404278
4月	0.332711	64月	5.225207	124月	9.938292	184月	14.478544
5月	0.415786	65月	5.305235	125月	10.015385	185月	14.552810
6月	0.498756	66月	5.385164	126月	10.092382	186月	14.626983
7月	0.581727	67月	5.465092	127月	10.169380	187月	14.701157
8月	0.664595	68月	5.544921	128月	10.246281	188月	14.775239
9月	0.747463	69月	5.624749	129月	10.323182	189月	14.849320
10月	0.830227	70月	5.704479	130月	10.399988	190月	14.923309
11月	0.912992	71月	5.784208	131月	10.476794	191月	14.997298
12月	0.995653	72月	5.863839	132月	10.553504	192月	15.071195
13月	1.078315	73月	5.943469	133月	10.630214	193月	15.145092
14月	1.160873	74月	6.023000	134月	10.706829	194月	15.218898
15月	1.243432	75月	6.102531	135月	10.783443	195月	15.292703
16月	1.325888	76月	6.181963	136月	10.859963	196月	15.366416
17月	1.408343	77月	6.261395	137月	10.936482	197月	15.440129
18月	1.490697	78月	6.340729	138月	11.012906	198月	15.513751
19月	1.573050	79月	6.420062	139月	11.089330	199月	15.587372
20月	1.655301	80月	6.499296	140月	11.165659	200月	15.660902
21月	1.737551	81月	6.578531	141月	11.241988	201月	15.734432
22月	1.819700	82月	6.657667	142月	11.318222	202月	15.807871
23月	1.901848	83月	6.736803	143月	11.394456	203月	15.881309
24月	1.983894	84月	6.815840	144月	11.470595	204月	15.954656
25月	2.065940	85月	6.894878	145月	11.546734	205月	16.028003
26月	2.147884	86月	6.973817	146月	11.622778	206月	16.101259
27月	2.229829	87月	7.052756	147月	11.698823	207月	16.174514
28月	2.311671	88月	7.131597	148月	11.774772	208月	16.247679
29月	2.393513	89月	7.210437	149月	11.850722	209月	16.320843
30月	2.475253	90月	7.289180	150月	11.926577	210月	16.393917
31月	2.556993	91月	7.367923	151月	12.002432	211月	16.466990
32月	2.638631	92月	7.446568	152月	12.078193	212月	16.539973
33月	2.720270	93月	7.525212	153月	12.153954	213月	16.612955
34月	2.801807	94月	7.603759	154月	12.229620	214月	16.685847
35月	2.883344	95月	7.682306	155月	12.305287	215月	16.758739
36月	2.964779	96月	7.760755	156月	12.380859	216月	16.831540
37月	3.046214	97月	7.839204	157月	12.456431	217月	16.904341
38月	3.127548	98月	7.917556	158月	12.531909	218月	16.977051
39月	3.208882	99月	7.995907	159月	12.607388	219月	17.049762
40月	3.290115	100月	8.074161	160月	12.682772	220月	17.122381
41月	3.371348	101月	8.152415	161月	12.758156	221月	17.195001
42月	3.452480	102月	8.230571	162月	12.833447	222月	17.267531
43月	3.533611	103月	8.308728	163月	12.908737	223月	17.340060
44月	3.614642	104月	8.386787	164月	12.983934	224月	17.412500
45月	3.695673	105月	8.464846	165月	13.059131	225月	17.484939
46月	3.776603	106月	8.542809	166月	13.134234	226月	17.557288
47月	3.857533	107月	8.620771	167月	13.209337	227月	17.629637
48月	3.938362	108月	8.698636	168月	13.284347	228月	17.701896
49月	4.019191	109月	8.776501	169月	13.359356	229月	17.774155
50月	4.099919	110月	8.854269	170月	13.434273	230月	17.846324
51月	4.180648	111月	8.932037	171月	13.509189	231月	17.918493
52月	4.261276	112月	9.009709	172月	13.584012	232月	17.990573
53月	4.341904	113月	9.087380	173月	13.658835	233月	18.062652
54月	4.422432	114月	9.164956	174月	13.733565	234月	18.134642
55月	4.502960	115月	9.242529	175月	13.808295	235月	18.206631
56月	4.583387	116月	9.320008	176月	13.882932	236月	18.278531
57月	4.663815	117月	9.397486	177月	13.957569	237月	18.350431
58月	4.744142	118月	9.474867	178月	14.032113	238月	18.422242
59月	4.824469	119月	9.552249	179月	14.106658	239月	18.494052
60月	4.904697	120月	9.629535	180月	14.181109	240月	18.565773

第二条　日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について（平成二十八年九月三十日文部科学大臣認可二十八受文科高第千二百四十一号）の一部を次のように変更する。

附則第三項中「当分」を「令和十七年九月三十日まで」に改める。

附則第四項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第一号中「加入者及び」を「加入者」に、「）をいう」を「）及び共済規程附則第三項に規定する特定減額特例対象者（加入者を除く。）をいう」に改め、同項第二号イ中「昭和二十八年文部省令第二十八号」の下に「。以下「施行規則」という。」を加える。

附則第六項中「特定学校法人等」を「令和十七年九月三十日までの間、特定学校法人等」に改め、同項第二号イ中「私立学校教職員共済法施行規則」を「施行規則」に改める。

附則第八項中「附則第六項」を「令和十七年九月三十日までの間、附則第六項」に改める。

附則第十一項を附則第二十一項とする。

附則第十項中「から前項まで」を「、第四項、第六項、第八項、第十三項及び第十四項」に、「からハ」を「及びロ」に改め、「のものをいう」の下に「。以下同じ」を加え、同項を附則第十一項とし、附則第九項の次に次の一項を加える。

10　附則第三項の規定により加入者としないこととされた特定四分の三未満短時間労働者については、共済規程附則第四項及び第六項の規定は、適用しない。

附則第十一項の次に次の九項を加える。

12　次の表の上欄に掲げる期間における前項の規定の適用については、同項中「五十人」とあるのは、同表の上欄の区分に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和九年十月一日から令和十一年九月三十日まで	三十五人
令和十一年十月一日から令和十四年九月三十日まで	二十人
令和十四年十月一日から令和十七年九月三十日まで	十人

13　次の各号に掲げる学校法人等（既にこの項の申出をした学校法人等を除く。以下同じ。）は、それぞれ当該各号に定める日（附則第十六項及び第十七項において「基準日」という。）から起算して二年を経過した日が属する月の前月までの間に、施行規則第一条の二の五の二第一項の規定により事業団に申出をした場合は、共済規程第二十七条第一項の規定にかかわらず、当分の間、学校法人等に使用される短時間加入者（特定四分の三未満短時間労働者であり、かつ、加入者（標準報酬月額の等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）である者をいう。以下同じ。）に係る学校法人等の負担すべき掛金（共済規程第二十条第一項第二号に規定する退職等年金給付に係る掛金に限り、私立学校教職員共済法第二十三条第一項の規定により決定された標準賞与額に係るもの及び共済規程第三十条第一項の規定により指定された期限までに納付されていないものを除く。以下「短時間加入者に係る掛金」という。）の負担の割合を、附則別表第一各号に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（以下この項及び附則別表第一において「増加負担割合」という。）に百分の五十を加えた割合に増加することができる。この場合において、短時間加入者に係る掛金の額のうち、短時間加入者に係る標準報酬月額に共済規程第二十六条第二項に規定する掛金率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額（その金額に五十銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて計算するものとし、五十銭以上一円未満の端数があるときは、その端数金額を一円として計算するものとする。附則第十六項において「掛金調整額」という。）は、徴収を行うことを要しなかったものとみなす。

一　令和八年十月一日以後に附則第六項に規定する申出をした学校法人等　当該申出が受理された日

二　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時十人以下の学校法人等（前号及び次号に掲げる学校法人等を除く。）　令和十七年十月一日

三　学校法人等に使用される特定労働者の総数が常時五十人以下の学校法人等であって、令和九年十月一日以後に特定学校法人等となった学校法人等（第一号に掲げる学校法人等を除く。）　当該特定学校法人等となった日